

仙台市発注工事における総合評価一般競争入札
よくあるご質問（FAQ） 令和 7 年 4 月版

【入札制度全般に関すること】

Q1 施工実績に関する条件について確認したい。

A1 入札参加条件と総合評価の同種工事の条件は、別のものであり、それぞれ担当が異なるため、内容に応じて下記へ問い合わせ願います。

- ・制限付き一般競争入札参加者募集要領【別記】入札参加資格 施工条件に関する条件に関すること。

仙台市青葉区国分町三丁目 7 番 1 号

仙台市財政局財政部契約課工事契約係

電話 022-214-8125

- ・総合評価に関する説明書の別記 2 評価項目イ及びカの同種工事の条件に関すること。

仙台市青葉区二日町 12 番 34 号 二日町第五仮庁舎(オンワード樫山仙台ビル)12 階

仙台市都市整備局技術管理室

電話 022-214-8280

Q2 地域実績型の発注は造園工事等も対象となるか。

A2 本市の総合評価一般競争入札において、地域実績型の適用対象は各区役所及び総合支所が発注する予定価格 1 千万円以上 5 千万円未満の舗装工事のみとしています。

Q3 専任指導者制度の適用条件について知りたい。

A3 施工実績を得る機会が少ない技術者を育成するため、経験豊富な現場代理人と経験の浅い配置技術者を各々配置し、配置予定技術者に求める施工実績等に現場代理人（専任指導者）の実績を申告できる制度として「専任指導者制度」を設けております。

地域実績型を含む全ての方式で適用しており、評価項目カ・キ・ク・ケにおいて現場代理人（専任指導者）の実績を評価します。

なお、配置技術者の年齢、経験年数は問わず、該当工種に係る工事の施工実績が少ない技術者を想定しています。

Q4 監理技術者補佐として従事した実績は評価対象になるか。

A4 監理技術者補佐としての実績は評価対象となりません。

【総合評価一般競争入札の手引きに関すること】

Q1（評価項目 ア）自社の過去 5 ヶ年度における工事成績評定点を確認したい。

- A1 自社で確認が困難な場合は、技術管理室より対象期間における成績評定点一覧を文書で交付します。
申請方法詳細については下記仙台市 HP をご参照ください。

<http://www.city.sendai.jp/gijutsukikaku/jigyosha/keyaku/gijutsu/nyusatsu/oshirase/sei-sekikakunin.html>

Q2（評価項目 ア・キ）対象工事の区分が 5 区分（土木・舗装・建築・電気・機械）となるのは、当評価項目のみか。

- A2 5 区分となるのは、ア企業の過去 5 ヶ年度における工事成績評定点と、キ配置予定技術者の過去 5 ヶ年度及び現年度における工事成績評定点の 2 項目のみです。
他の評価項目は、4 区分（土木・建築・電気・機械）での評価となりますので、舗装工事の実績も「土木工事」の実績として評価対象となります。

Q3（評価項目 ア・キ）実績が「舗装工事」か「舗装工事以外の土木工事」かの判断基準は。

- A3 入札方式に応じ、次のとおりとなります。
- ・制限付き一般競争入札の場合は、当該工事の公告資料における入札参加資格の工事種目によります。
 - ・指名競争入札の場合は、当該工事で指名された業者の名簿登録順位によります。
 - ・その他、工事種目が不明な場合は、当該工事の契約担当課又は技術管理室技術企画グループ（022-214-8280）までお問い合わせください。

Q4（評価項目 ア・キ）自社の実績や配置予定技術者の実績の平均点が、得点が最大となる平均点を上回る場合、評価値申告書（様式-1-I）に記入する評定点を全て、得点が最大となる平均点とすることは差し支えないか。（土木工事の場合、全ての評定点を「82」と記入）

- A4 評価値申告書への入力誤り等のミスを防止する観点から、各工事の工事成績評定通知書に記載された評定点を記入してください。

Q5（評価項目 イ・カ）同種工事の条件の構造が SRC 造又は RC 造となっているが、RC 造一部 S 造の建物は評価対象となるか。

- A5 S 造の部分は評価対象となりません。RC 造の部分のみで面積要件を満たす場合は評価対象となります。判断が難しい場合は、事前に構造がわかる図面等でご相談ください。

Q6（評価項目 ウ）国や県の表彰歴は評価対象となるか。

- A6 優良建設工事表彰歴については、仙台市優良建設工事表彰要綱に基づくものが対象となります。
国、県、他市町村、仙台市水道局、ガス局の表彰実績等は評価対象となりません。

Q7（評価項目 ウ）優良建設工事表彰の内示を受けたが実績として提出できるか。

- A7 表彰については内示の段階では実績とはなりません。
添付書類として表彰状の写しが必要となりますので、表彰を受けた後に実績として申告可能となります。

Q8（評価項目 エ）評価基準「指名停止または文書指導 1 回あり」は同じ評価点となるのか。

A8 指名停止及び文書指導については、現行の制度で既に同一の取扱いとしており、対象期間内にいずれかの処分（指導）を受けた場合は減点 1 点、いずれかの処分（指導）を複数回受けた場合は減点 2 点となります。

Q9（評価項目 エ）入札にあたり、評価値の申告をした後に文書指導があった場合、落札候補者とならないのか。

A9 「なし」と申告した後、開札日までに文書指導があった場合は、証明書類を提出する段階で当該書類の写しを提出していただき、審査の中で評価値を計算し直し再評価を行います。

再評価の結果、評価値が次順位の者を下回った場合は、落札候補者とならないことがあります。

Q10（評価項目 エ）共同企業体が「指名停止または文書指導」を 1 回受けたのち、同一の共同企業体で再度入札に参加する際は「指名停止または文書指導 1 回あり」と申告して問題ないか。

A10 問題ありません。

ご質問の場合において、同一事案における指名停止または文書指導は、その共同企業体を構成する企業数に関わらず 1 回と数えます。

Q11（評価項目 オ）会社が所属する協会が建災防に加入しているが、評価対象となるか。

A11 会社が所属する協会が団体会員として加入している場合も評価対象とします。

所属している協会が建災防に加入していることの証明書、会社が協会に所属していることを証明する資料を提出してください。

Q12（評価項目 キ）国又は県の工事成績評定点は評価対象となるか。

A12 工事成績評定点については、仙台市が発注した工事（企業局を除く）を評価対象としています。

国、県、他市町村、本市企業局（水道局、交通局、ガス局及び市立病院）の工事成績評定点は評価対象となりません。

Q13（評価項目 ケ）継続教育（CPD）の証明日は公告日以外の日でも良いか。

A13 証明日（証明期間の基準となる日）は公告日から起算して過去 1 年以内の日付であれば、配置予定技術者の単位取得状況等を考慮し、自由に設定できます。

Q14（評価項目 コ）仙台市との災害時応援協定の締結について。

A14 災害時応援協定については、団体として災害時の体制確保、会員各社の役割分担、配備態勢が明確となっていることを前提として、総合評価における評価対象としています。

Q15（評価項目 コ）国、県と災害時応援協定を締結しているが評価対象となるか。

A15 災害時応援協定については、本市と協定を締結しているものが対象です。

国、県、他市町村との協定は評価対象となりません。

Q16（評価項目 コ）災害時の応援協定の締結実績について、何を提出すればよいか。

A16 所属団体が発行した加入証明書（加入の証明日が公告日又は公告日の過去 1 年以内のもの）と、防災協定書及び自社の配備体制等が確認できる資料を提出してください。なお、協定書に付属する様

式集の提出は不要です。詳しくは手引き P 23 をご参照ください。

Q17（評価項目コ）災害時の応援協定に基づく防災訓練実績は、毎年訓練に参加すれば複数参加実績ありとなるか。

A17 同一協定で複数回訓練に参加しても、1 件となります。

例

協定		複数参加実績あり	複数参加実績あり	参加実績あり	参加実績あり
A	R5	○	○	○	○ ○
	R6			○	
B	R5	○			
	R6		○		

Q18（評価項目 サ）緊急工事登録とはどのような制度か。

A18 緊急工事登録は、緊急指定業者として各施設管理者に登録或いは指定受託いただくことで、本市が管理する公共施設に係る突発事故や小規模災害に常時対応するための制度です。

Q19（評価項目 シ）大雨の際に自社施工施設のパトロールを行ったが緊急工事の対象となるか。

A19 原則として本市が発出した緊急工事指示書があり、かつパトロールのほか緊急工事対応を実施した場合は評価対象となります。

パトロール、巡視のみの場合は評価対象となりません。

Q20（評価項目 シ）緊急工事等の登録や指定受託はないが、緊急工事指示書により実施した工事实績がある場合、評価対象となるか。

A20 本市が発出した緊急工事指示書により実施したものであれば、緊急工事登録等のない場合でも評価対象となります。

Q21（評価項目 シ）協定に基づく災害対応実績について

A21 協定に基づく災害対応実績については、評価項目を満たすものであれば評価項目シの緊急工事等の従事実績の評価対象となります。

Q22（評価項目 シ）緊急工事等の従事実績の提出書類について

A22

緊急工事等の場合	契約書、請書、見積兼承諾書いずれかの写し 指示書又は担当部署の指示証明書の写し
動物の死骸回収の業務委託の場合	契約書、請書、見積兼承諾書いずれかの写し 指示書又は担当部署の指示証明書の写し
除雪又は凍結防止業務等の場合	契約書、請書、見積兼承諾書いずれかの写し
協定に基づく災害対応工事等の場合	契約書、請書、見積兼承諾書いずれかの写し 要請書の写し

Q23（評価項目 ス）工事件名に改修、修繕等が含まれていないが、維持工事の評価対象となるか。

A23 工事件名によらず、工事内容に改修、修繕等が含まれるものを評価対象としています。
工事内容がわかる資料を添付してください。

Q24（評価項目 ス）増設工事は維持工事の評価対象となるか。

A24 機械・電気設備の増設のみの工事については、維持工事の評価対象となりません。
増設に伴い、既存施設の改修、修繕等を伴う工事の場合は対象となりますので、工事内容が分かる資料（図面、仕様書等）を添付してください。

Q25（評価項目 ス）市営住宅等の大規模改修工事は、維持工事の評価対象となるか。

A25 既存の施設の改修工事は、評価対象となります。

Q26（評価項目 ス）公園の再整備工事は、維持工事の評価対象となるか。

A26 再整備工事は、機能の維持を目的としたものではなく、新たに整備するものですので、評価対象となりません。

Q27（評価項目 ス）指定管理者が発注した維持工事は実績となるか。

A27 維持工事については本市（企業局を除く）が発注したものが評価対象となります。
本市施設の指定管理者が発注した維持工事は評価対象となりません。

Q28（評価項目 ス）災害復旧工事の施工実績について

A28 災害復旧工事の施工実績については、評価項目を満たすものであれば評価項目スの維持工事等の施工実績の評価対象となります。

Q29（評価項目 ソ(1)）有償の活動実績は対象となるか。

A29 無償の活動実績のみを評価対象としています。

Q30（評価項目 ソ(1)）地域貢献活動について仙台市内における災害時の対応活動に自治体の外郭団体や民間施設におけるものも含まれるのか。

A30 国、宮城県、本市を含む市町村から本市市域における災害対応を依頼され、活動実績（無償）の証明があるものが評価対象となります。
例えば、仙台市建設公社などの外郭団体、本市施設の指定管理者、民間企業の実績証明は評価対象となりません。

Q31（評価項目 ソ(3)）障害者の雇用促進状況について証明書類はどのようなものが必要か。

A31 法定雇用義務のある事業所にあつては、障害者雇用状況報告書（控）の写しを添付してください。
法定雇用義務のない事業所の場合は、障害者手帳の写し等の障害者認定状況の分かる資料、障害者雇用状況報告書（控）の写し等の障害者を基準日において雇用していることが証明できる資料を提出してください。

Q32（評価項目 タ）入札に参加する営業所に施工担当部署があるが、品質マネジメントシステム等の認証は取得していない。本社では認証を取得しているので評価対象となるか。

A32 当該営業所が認証を取得しておらず、本社のみ又は他の営業所が取得している場合は、評価対象となりません。

Q33（評価項目 チ）若手技術者の定義を確認したい。また専任指導者制度との関係がよくわからない。

A33 公告日時点で 40 歳以下の配置技術者が対象になります。

本評価項目は専任指導者制度の適用の有無を問いません。専任指導者制度と併用した申告も可能です。

Q34（評価項目 チ）若手又は女性の技術者としての評価は重複加点されるのか。

A34 若手かつ女性の技術者についてはいずれかの 1 項目での評価となり、二重の加点対象とはなりません。

Q35（評価項目 チ）現場代理人として 40 歳以下又は女性の技術者を設置した場合は評価対象となるか。

A35 評価対象となるのは、監理技術者、主任技術者として配置予定の技術者となります。

現場代理人や担当技術者の場合は評価対象となりません。

Q36（評価項目 ト）登録基幹技能者に関する提出書類は技能士のものでよい。

A36 技能士と登録基幹技能者は異なる資格です。

登録基幹技能者は国土交通大臣の登録を受けた機関が実施する登録基幹技能者講習を受講する必要があります。この講習修了証の写しを提出してください。

登録基幹技能者についての詳細は下記 HP をご参照ください。

<https://www.kensetsu-kikin.or.jp/humanresources/technician/>

Q37（評価項目 ト）登録基幹技能者講習修了証に記載される実務経験を有する建設業の種類が、対象工事で従事する工種に適合していない場合は評価対象としないとあるが、この評価はどのように行うのか。

A37 例えば「登録標識・路面標示基幹技能者講習修了証」の場合、実務経験を有する建設業の種類に記載が「塗装工事業」のみの場合、「路面標示」に該当する工種に従事する場合に限り評価対象となり、「標識」に該当する工種への従事は評価対象となりません。

Q38（評価項目 ト）登録基幹技能者が対象工種の作業に従事することとあるが、この評価はどのように行うのか。

A38 工事の完成検査時に申請した登録基幹技能者が対象工種の作業に適切に配置されていたか確認を行い、該当する工種に従事した実績が認められない場合は工事成績評定点から減点対象となる場合があります。

予定していた登録基幹技能者の変更、配置が出来なくなった場合等の取扱いについては手引き P48 をご参照ください。

Q39（評価項目 ト）予定していた登録基幹技能者を変更したい。

A39 予定していた登録基幹技能者の変更、配置が出来なくなった場合等の取扱いについては手引き P48 をご参照ください。

Q40 落札候補者となった場合で、令和 4 年度以前に技術管理室より発出された「企業、配置予定技術者の評価実績通知書」の写しの提出をもって技術資料に代えるとき、当該通知書において有効期限内であっても、通知書により技術資料が代替できなくなる評価項目はあるか。

A40 令和 5 年度の改正で、評価対象期間を暦年から年度に変更したため、ア・コ（2）・セの評価項目については、改めて実績の内容を審査する必要があるため、再度技術資料の提出を求めることとしております。その他の評価項目については、通知書の提出により技術資料に代えることができます。

Q41 前年度に発出された「企業、配置予定技術者の評価実績通知書」でも、技術資料の代わりとすることが出来るか。

A41 改正により評価項目の変更がある場合は、通知書に記載の期限が有効期限内であっても、技術資料の提出が必要です。評価項目に変更がない場合、有効期限内であれば、通知書の提出により技術資料の提出に代えることができます。